

国際公会計基準審議会（IPSASB）
公開草案第 80 号「IPSAS の改善 2021」の解説

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 ふみや たけお 露谷竹生
公認会計士 たかはし ひろのぶ 高橋宏延

本稿では、2021 年 7 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された[公開草案第 80 号「IPSAS の改善 2021」](#)（以下「ED 第 80 号」という。）について解説する。

1. 改善プロジェクト

表題の改善（Improvements）とは、国際公会計基準（IPSAS）について定期的に“個別のプロジェクトを立ち上げるほど重要ではない”修正をまとめて行うもので、原則として 1 年に 1 回行うことになっている。ただし、2020 年は COVID-19 の感染拡大の影響で、IPSASB の会議時間に制約が生じたため、2020 年の IPSAS 改善プロジェクトは先送りされた。そのため、このたび公開された ED 第 80 号は、2020 年と 2021 年の 2 年分の改善をまとめた内容となっている。

ED 第 80 号は、「序文」、一般的な IPSAS の改善を扱う「パート I」、国際財務報告基準（IFRS）の年次改善等を反映し、IFRS との整合性を確保するための改善を扱う「パート II」の三つのセクションで構成されている。特に、IFRS の金利指標改革関連の改善がかなりの割合を占めている。

ED 第 80 号のコメント期限は 2021 年 9 月 30 日までであり、コメント期間は 60 日間と、通常の公開草案の 4 か月間よりも短くなっている。本解説記事の公開はコメント期限後になる可能性が高い点、ご容赦いただきたい。

2. 序文

「序文」では、ED 第 80 号の全体構成の説明のほかに、IPSASB で検討したが最終的に ED 第 80 号に含めなかった IFRS の公表物 8 点と、それらを除外した理由について説明している。除外した理由は、現行 IPSAS に反映済みである、IPSASB の別のプロジェクトで検討中である、対応する IPSAS が存在しない等、様々である。

なお、IPSASB では、IFRS 改訂への対応状況について事務局が「ダッシュボード」にまとめ、四半期ごとの会議に報告している。今回対応を見送った資料は当該ダッシュボードに反映され、適切な機会が到来したら対応することになる。

3. 一般的な IPSAS の改善（パート I）

| No. | 対象 IPSAS | 提案された修正内容 |
|-----|---------------------------|--|
| I-1 | IPSAS 第 22 号「一般政府セクターに関する | 一般政府セクター（GGS）は、国民経済計算（SNA）に定義された用語である。IPSAS 第 22 号の SNA への参照箇所において、廃 |

| | | |
|-----|---|---|
| | る財務情報の開示」 | 止された SNA93 への参照を、最新版の SNA2008 に修正する。 |
| I-2 | IPSAS 第 39 号「従業員給付」 | 廃止された IPSAS 第 25 号「従業員給付」の第 47 項～第 49 項で使用されていた用語”Composite Social Security Programs”（複合社会保障制度）は、現行の IPSAS 第 39 号では定義されていない。よって、消え残っている”Composite”（複合）の用語を IPSAS 第 39 号から削除する。 |
| I-3 | RPG 第 1 号「主体の財政の長期的な持続可能性に関する報告」 | RPG 第 1 号の「結論の根拠」の BC7A 項で、概念フレームワークのプロジェクトは 2014 年 10 月、社会給付のプロジェクトは 2019 年 1 月にそれぞれ完了した旨を説明する。 現行の BC1 項～7 項は RPG 第 1 号公表時のままで、両プロジェクトが進行中であると読める記載になっているので、補足修正が必要である。 |
| I-4 | IPSAS 第 29 号「金融商品：認識及び測定」（IPSAS 第 41 号「金融商品」の適用までは有効） | IPSAS 第 29 号に、IPSAS 第 41 号における以下の二つの修正を追加する。IPSAS 第 41 号適用までの期間は当該修正を加えた IPSAS 第 29 号が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ会計の修正（II-1b 及び II-2b を参照） • 契約上のキャッシュ・フローの修正（II-2a を参照） この改善項目の内容は IFRS の金利指標改革に基づく金融商品基準の修正でパート II と同じである。 IFRS では旧基準である IAS 第 39 号に基づく金融商品基準（IPSAS 第 29 号）が IPSAS ではまだ有効であるため、IFRS 第 9 号に基づく新しい金融商品基準である IPSAS 第 41 号の適用前の公的部門の主体は、IPSAS 第 29 号を適用している。 それらの主体への措置として、IPSAS 第 41 号が発効する前である 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日の間に開始する事業年度には、IPSAS 第 29 号にパート II と同様の修正を（IPSAS 第 41 号への参照を含まずに）行うこととした。 |

4. IFRS との整合性を確保するための IPSAS の改善（パート II）

| No. | 対象 IPSAS | 提案された修正内容 |
|----------------|---|---|
| II-1a II-1b | IPSAS 第 41 号「金融商品」 IPSAS 第 29 号「金融承認：認識及び測定」 | 金利指標改革フェーズ 1 の取り込み LIBOR が使用できなくなることによってヘッジ会計を中止する事態が生じないように、一時的な救済措置を IPSAS 第 41 号及び IPSAS 第 29 号に定める。 |
| II-1c | IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」 | 金利指標改革フェーズ 1 に関して、一定の追加開示項目を定める。 |
| II-2a | IPSAS 第 41 号「金融商品」 | 金利指標改革フェーズ 2 の取り込み 1. 契約上のキャッシュ・フローの変化に対する実務上の便法：金利指標改革による金融資産・金融負債の契約上のキャッシュ・フローの変化は、IPSAS 第 41 号の契約上の条件変更として扱わなくてよい。 |
| II-2a II-2b | IPSAS 第 41 号「金融商品」 IPSAS 第 29 号「金融承認：認識及び測定」 | 2. ヘッジ会計に関する救済措置：金利指標改革によるヘッジ文書の変更は、ヘッジ会計の中止と再指定には該当しない。 |
| II-2c | IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」 | 3. 開示規定の追加： 主体が金利指標改革から生じるリスクに晒されている程度及びこれをどのようにリスク管理しているか、また、新たな金利指標への移行の完了度合い及び当該移行をどのように管理しているか等に関する定性的・定量的情報の開示が要求される。 |
| II-3a | IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」 | IPSAS 第 33 号第 129 項(a)は、支配主体より後に被支配主体が初度適用主体になる場合に、被支配主体の IPSAS 適用日に基づいて支配主体の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額により、当該被支配主体が「資産及び負債」を測定することを認めている。 今回の改訂は、純資産項目である在外活動体に係る換算差額累計額についても、上記の「資産及び負債」と同様に実務上の救済措置を設けたもの。 |
| II-3b | IPSAS 第 41 号「金融商品」 | 金融負債の認識の中止に関する 10%テストに含めるべき手数料の明確化を行った。 |

以上